

# 税務課からのお知らせ

## 固定資産税・軽自動車税に係る手続き

問税務課 ☎(57)4123

固定資産税および軽自動車税に関する手続きについて、お問合せの多い内容をまとめましたので参考にしてください。詳細については、税務課まで直接お問合せください。

### ①固定資産税

#### 〈固定資産の所有者が亡くなられた場合〉

登記されている固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなられた場合、法務局にて相続登記の手続きが必要となります。登記については、宇都宮地方法務局小山出張所(☎0285(22)0361)までお問合せください。

また、所有者が亡くなられた翌年の1月1日までに相続登記の届出が困難な場合は、『相続人代表者(兼現所有者)指定届』を税務課へ提出してください。

#### 〈固定資産の所有者が海外転出される場合〉

海外転勤などにより、固定資産税関係書類を受領できない場合、『納税管理人申告書』を町税務課へ提出してください。申告書提出後の賦課徴収および還付に関する書類を納税管理人のもとに送付します。

#### 〈償却資産の申告について〉

町内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに、町へ申告することが義務付けられています。申告書の様式は町HPまたは税務課でも配布しています。

主な償却資産の具体例は下表のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス、ブロック塀、テント倉庫など
機械および装置	農機具、製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電装置など
船舶・航空機	モーターボート、グライダー、ヘリコプターなど
車両および運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車など
工具・器具および備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります。(家屋と一体で評価されているものや、売電を行っていないものは除く)

※現在、使用していなくても使用可能な償却資産は申告の対象となります。

※無形固定資産、自動車税または軽自動車税の対象資産は申告の対象外です。

#### 〈未登記家屋について〉

未登記家屋を新築または増改築した場合や、売買などの事由により所有者に変更があった場合は、『未登記家屋届出書』を町税務課へ提出してください。

#### 〈家屋の滅失について〉

毎年1月1日以降に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに税務課までご連絡ください。担当職員が現地調査に伺います。

なお、滅失登記済みの場合や建替後の家屋調査の際に申し出をされた場合、ご連絡は不要です。

### ②軽自動車税

#### 〈軽自動車の所有者が亡くなられた場合〉

亡くなられた方の名義の車両については、下記窓口にて、速やかに名義変更や廃車などの手続きをお願いします。名義が亡くなられた方のままの場合、法定相続人の方に納税通知書を送付させていただくことがございますので、ご了承ください。

車の種類	届出場所	連絡先
原付(特定小型含む)、小型特殊自動車	野木町役場 総合政策部 税務課 資産税係	☎(57)4123
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所	☎050(3816)3108
125cc超のバイク	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	☎050(5540)2020

#### 〈125cc超のバイクの税止めについて〉

所有車両の名義変更や廃車手続き後、税止めの申告をしていないと翌年度以降も旧所有者に軽自動車税が課税されてしまいます。運輸支局でのお手続き後は、軽自動車税(種別割)申告書等の写しを野木町税務課へ提出し、税止め申告をお願いします。

# 12月は町税滞納整理強化月間です

税金・保険料は納期内納付をお願いします

問税務課 ☎(57)4124

納税の公平と税収の確保を図るため、町税等徴収の強化に取り組んでいます。

皆様が納めた税金は、教育や福祉、ごみ処理などの公共サービス等に使われています。町では、納期内の自主的な納付をお願いしていますが、未納がある方には督促状や催告書をお送りします。それにもかかわらず未納の場合は、納期内に納付されている大多数の町民の皆様との公平性を確保するために法律に基づき財産調査等を行い、給料、預貯金、不動産などの「差押え」を行うこととなります。

病気や失業など特別の事情により納期限までに納付が困難な場合は、早めに納税相談にお越しく下さい。

税務課の窓口延長日(毎週木曜日(祝日・年末年始除く)19時まで)においても納税相談を行っていますので、日中ご来庁できない方は、ご相談にお越しく下さい。

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

問政策課 ☎(57)4116

野木町の令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、以下のとおり、すべての指標が基準を下回りました。

しかし、この財政指標が基準以下であれば財政運営上なんら問題がないということではなく、今後持続可能な財政構造の確立を図るためには、この指標を分析し、町にとって必要な行政サービスを十分に考慮しながら行政改革に取り組んでいく必要があります。

	野木町	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
<b>実質赤字比率</b> ▶一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模※に対する比率です。	赤字なし	14.58%	20.0%
<b>連結実質赤字比率</b> ▶全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模※に対する比率です。	赤字なし	19.58%	30.0%
<b>実質公債比率</b> ▶一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模※に対する比率(3か年平均)です。	7.3% (県内平均 5.5% 全国平均 5.5%)	25.0%	35.0%
<b>将来負担比率</b> ▶一般会計等が将来負担するべき実質的負債の標準財政規模※に対する比率です。	赤字なし (県内平均 11.8% 全国平均 8.8%)	350.0%	
<b>資金不足比率</b> ▶公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率です。	資金不足なし	20.0%	

※標準財政規模  
地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

- 健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合には「財政健全化計画」を、「財政再生基準」以上となった場合には「財政再生計画」を定めなければなりません。また、公営企業についても、公営企業会計ごとに資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には「経営健全化計画」を定めなければなりません。